

リース取引の会計・税務の改正について

1. 会計処理（借手側）の改正

（1）改正点

（改正前）資産の賃貸借取引

（改正後）資産の売買取引

（2）会計処理の変更

（改正前）＜リース料支払時＞ 賃借料 / 現預金

（改正後）＜リース契約時＞ リース資産（ 1・2 ） / リース債務（ 3 ）

＜各 月＞ 減価償却費 / 減価償却累計額（ 4 ）

＜リース料支払時＞ リース債務 / 現預金

＜決算修正＞ 減価償却費（ 5 ） / リース資産

なお、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の場合、従来の処理と同様に、リース料の支払時に「賃借料」に計上する例外処理も認められているが、消費税の仕入税額控除のタイミングがリース契約時に前倒しされたため、例外処理は適用しない。

- 1 リース資産は、リース対象資産が有形固定資産であれば有形固定資産に、対象資産が無形固定資産であれば無形固定資産に表示する。
- 2 消費税の課税区分を「課税仕入」とする。
- 3 リース債務は、固定負債に表示する（原則的には、1年以内に支払期日の到来するものは流動負債に表示するが、この処理は行わない）。
- 4 リース開始月から期末までの各月に毎月のリース料の金額を減価償却費として計上する。あわせて、魔法陣の減価償却のソフトにリース資産の登録を行う（現在、魔法陣のソフトがリース資産に対応していないので、改訂後登録すること）。
- 5 減価償却費は、リース期間定額法により償却する。

